

平成27年  
10月  
スタート

1人に1つ

# マイナンバー

マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります ▶ マイナンバー主幹 ☎(32)6492

## マイナンバー制度とは

住民票を持つ全ての方に1人に1つの番号を割り当て、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するものです

### 利便性の向上

年金や福祉などの申請に必要な書類が減ります

平成29年7月から、申請者が手続きに必要な情報を、行政機関の間で照会・提供します



### 行政の効率化



社会保障や税の手続きが正確で早くなります

各機関での作業が効率化され、手続きがスムーズに

災害時の支援にマイナンバーを活用

被災者への迅速な支援が可能になります



### 公平・公正な社会の実現



適正・公平な課税を実現します

所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります

年金などの社会保障を確実に給付します

未払い・不正受給を防止します



### ■マイナンバーは、平成27年10月以降順次、住民票の住所にお届けします

- 12桁のマイナンバーをお知らせする「通知カード」が、住民票の住所に世帯毎に送付されます
- 通知カードを確実に受け取るため、**住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、住民票の異動をお願いします**
- 通知カードは、各種手続きで必要になりますので、大切に保管してください

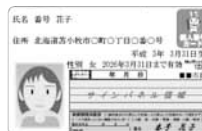


通知カードイメージ

### ■平成28年1月から、実際の運用が始まります

- 年金、医療保険、雇用保険や税に関するさまざまな手続きでマイナンバーの記載が必要になります
- 平成29年7月（予定）から、マイナンバーを利用した行政機関の情報連携が開始され、各種申請時に必要な書類が減ります

### ■平成28年1月から申請により個人番号カードの交付が始まります



個人番号カードイメージ

- 個人番号カードは、マイナンバーと氏名・住所・生年月日・性別などが記載される顔写真付きのICカードです。身分証明書になるほか、将来的にさまざまな使い道が検討されています（交付手数料は無料です）

### ■民間事業者もマイナンバーを取り扱います

- 健康保険、厚生年金、源泉徴収などの手続きのため、従業員のマイナンバーを取得する必要があります。特定個人情報保護委員会が策定するガイドラインを踏まえた対応が必要です
- 法人には、1法人に1つの法人番号（13桁）が指定されます

### マイナンバーに関するお問い合わせは

#### 専用ダイヤル

☎ 0570(20)0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050(3816)9405にお掛けください

※ナビダイヤルは通話料が掛かります

※外国語対応は、☎0570(20)0291にお掛けください（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語に対応）

詳しくはマイナンバーで検索  
またはQRコードで

マイナンバー

